

令和3年2月18日

滋賀県知事
三日月 大造 様

滋賀県流域治水推進審議会
重点地区における取組のあり方検討部会 部会長 多々納 裕一

重点地区において安全な住まい方を早期に実現するための提言

貴県では、平成26年3月に「滋賀県流域治水の推進に関する条例」（以下「条例」という）を制定し、生命や身体に著しい被害が生ずるおそれがあると認められる水害リスクの高い地区を「重点地区」とし、優先して水害に強い地域づくりの取組を実施している。

「重点地区」では、住民の安全な住まい方の検討や避難体制の整備等を実施し、「水害に強い地域づくり計画」を取りまとめ、順次、条例第13条に基づく浸水警戒区域を指定しているが、現在、5地区での指定にとどまっており、区域指定に時間を要している。

このため、浸水警戒区域が未だ指定されていない区域では、県による安全性の確認をへることなく住宅が新築されていたり、県による指定区域における宅地嵩上げ支援制度を活用できていなかったりした事例があり、安全な住まい方に誘導できていない事態が顕在化している。

また、近年の気候変動の影響による豪雨の頻発化・激甚化の状況からも、より迅速に指定を行い安全な住まい方を実現していく必要がある。

このことから、重点地区において安全な住まい方をより早期に実現するための取組のあり方について、下記のとおり提言する。

記

1. 重点地区において取り組む内容を明確にするとともに、地区の特性等にあわせた取組みを類型化し、それに基づき具体的、計画的な実施内容を検討のうえ、区域指定にむけた手続きの効率化を図られたい。
また、地区の特性にあわせた取組方法の工夫、あるいは指定後も継続して取組を進める等により、区域指定までの期間の短縮を図られたい。
2. 浸水警戒区域の指定にあたっては、地区内の合意形成のために説明を尽くすとともに住民等の説明を聞く機会や意見を陳述する機会を十分に確保することに留意しつつ、全体の不利益にならないよう、これまでの合意形成の手順を整理し直し、明確化されたい。
3. 想定浸水深の調査終了後速やかに、浸水警戒区域指定の対象となりうる地域を公表されたい。